

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、年金記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 61 年 4 月からの 3 年間は毎年、国民年金保険料の免除を申請した。私の国民年金の被保険者資格は、同年同月 1 日付けで資格を喪失したことになっているが、そのような手続を行っておらず、平成元年 4 月に就職するまで国民年金に加入していたはずである。申立期間の保険料は免除されていたはずであり、未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年度及び 62 年度の国民年金保険料免除申請承認通知書を所持しており、同通知書から両年度に係る国民年金保険料が免除されていたことが確認できるほか、62 年度と同通知書が作成された昭和 62 年 7 月 28 日時点で、国民年金第 1 号被保険者として扱われていたものとみられるが、オンライン記録上、申立人は 61 年 4 月 1 日付けで国民年金被保険者資格を喪失し、申立期間は国民年金に未加入とされている。これは、申立人が、申立期間当時学生であり、63 年 4 月以降は学生寮に住んでいたことから、この頃、申立人の申立期間に係る国民年金への加入が任意であり、保険料の免除制度を適用することができないことが判明したため、申立期間に係る被保険者資格が取り消されたものと推認できる。

しかしながら、申立人は、近年になり自身の年金加入記録を通知されるまで、申立期間が未加入期間とされ、免除記録が取り消されたことは知らなかったと述べているところ、社会保険事務所（当時）には、免除の取消しについて市町村を通じて被保険者に通知することを定めた規程は無いほか、申立人が、昭和 61 年度及び 62 年度の保険料免除申請承認通知書をこれまで保管

してきたことを踏まえると、免除記録の取消しに当たり、行政側から申立人に対して適切な説明がなされることにより、申立人が申立期間は未加入期間とされたことを認識していたとは考え難い。

このため、申立人の免除に基づく年金給付に対する期待と信頼は、20年以上の長きにわたり醸成されてきたものであり、行政側の把握が不十分であったことには触れず、申立期間が保険料の免除を行うことが制度的に可能な強制加入の対象となる期間ではなかったことが判明したことを理由に、免除の取消しを行うことは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

一方、申立人は、申立期間のうち昭和 63 年度について、昭和 63 年 4 月に住所を変更した際に、保険料の免除を申請したと述べているが、同年度に係る承認通知書を所持しておらず、上記のとおり、行政は、同年同月頃には申立人が学生であることを把握し、被保険者として扱っていなかったものと推認できることから、同年度に係る保険料が免除されることは無かったと考えられる上、申立期間のうち同年度に係る保険料が免除されたことを示す関連資料（日記等）及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料は免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年7月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月から56年12月まで

私は、最初は申立期間の保険料を納付していなかったが、まとまった金額の納付書が届いた時にその金額に驚き、このまま納付しないと金額が増えて大変なことになると思い、一括で納付し、その後は定期的に納めていたことを記憶しているため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間において国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ19か月と短期間である。

また、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）から、申立期間は当初から国民年金被保険者期間とされていたことがうかがえる上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年10月に払い出されており、この時期を基準とすると、申立期間のうち55年7月から56年12月までの期間は時効前であり同期間の保険料を遡って納付することが可能であった。

さらに、申立人が、一括で保険料を納付したとする金融機関は、当時、国庫金の歳入業務を取り扱っていたことが確認できる上、納付したとする保険料額も、上記国民年金手帳記号番号が払い出された時点で過年度納付が可能であった期間について納付するのに必要となる金額とも近似している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年7月から56年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年11月1日から14年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成14年10月1日から16年6月21日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年11月1日から16年6月21日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間について、標準報酬月額が実際の給与額より引き下げられていることが分かったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成12年11月から14年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、申立人が主張する24万円と記録されていたところ、13年10月31日付けで、同年10月の定時決定を取り消した上で、12年11月に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の事務担当者は、「申立期間当時、事業主が体調を崩したこともあり、社会保険料を滞納していたので社会保険事務所に相談したところ、従業員の標準報酬月額を遡って減額修正することを助言されたと聞いている。」と証言している上、A事業所の滞納処分票により、申立期間当時、保険

料を滞納していたことが確認できる。

さらに、複数の同僚についても、申立人と同様に平成 13 年 10 月 31 日付けで、標準報酬月額の変及訂正処理が行われていることが確認できるほか、A 事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 13 年 10 月 31 日付けで行われた変及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該変及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録処理があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 24 万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該変及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成 14 年 10 月 1 日）で 9 万 8,000 円と記録されているところ、当該処理については変及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成 14 年 10 月から 16 年 5 月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、オンライン記録では 9 万 8,000 円とされているところ、A 事業所の回答及び同僚が提出した給与明細書から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（24 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を 24 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人に係る標準報酬月額を下げた保険料を納付していたことを認めていることから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成13年4月2日から14年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成14年10月1日から15年9月28日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月2日から15年9月28日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間について、標準報酬月額が実際の給与額より引き下げられていることが分かったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成13年4月から14年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、申立人が主張する22万円と記録されていたところ、13年10月31日付けで、同年10月の定時決定を取り消した上で、同年4月に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の事務担当者は、「申立期間当時、事業主が体調を崩したこともあり、社会保険料を滞納していたので社会保険事務所に相談したところ、従業員の標準報酬月額を遡って減額修正することを助言されたと聞いている。」と証言している上、A事業所の滞納処分票により、申立期間当時、保険

料を滞納していたことが確認できる。

さらに、複数の同僚についても、申立人と同様に平成 13 年 10 月 31 日付けで、標準報酬月額の変及訂正処理が行われていることが確認できるほか、A 事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 13 年 10 月 31 日付けで行われた変及訂正処理は事実即したものと考へ難く、社会保険事務所が行った当該変及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録処理があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 22 万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該変及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成 14 年 10 月 1 日）で 9 万 8,000 円と記録されているところ、当該処理については変及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成 14 年 10 月から 15 年 8 月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、オンライン記録では 9 万 8,000 円とされているところ、A 事業所の回答及び同僚が提出した給与明細書から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（22 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を 22 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人に係る標準報酬月額を下げた保険料を納付していたことを認めていることから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 1947

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年11月1日から14年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成14年10月1日から15年6月26日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年11月1日から15年6月26日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間について、標準報酬月額が引き下げられていることが分かったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成12年11月から14年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、申立人が主張する30万円と記録されていたところ、13年10月31日付けで、同年10月の定時決定を取り消した上で、12年11月に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の事務担当者は、「申立期間当時、事業主が体調を崩したこともあり、社会保険料を滞納していたので社会保険事務所に相談したところ、従業員の標準報酬月額を遡って減額修正することを助言されたと聞いている。」と証言している上、A事業所の滞納処分票により、申立期間当時、保険

料を滞納していたことが確認できる。

さらに、複数の同僚についても、申立人と同様に平成 13 年 10 月 31 日付けで、標準報酬月額の変及訂正処理が行われていることが確認できるほか、A 事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 13 年 10 月 31 日付けで行われた変及訂正処理は事実即したものと考へ難く、社会保険事務所が行った当該変及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録処理があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該変及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成 14 年 10 月 1 日）で 9 万 8,000 円と記録されているところ、当該処理については変及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成 14 年 10 月から 15 年 5 月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、オンライン記録では 9 万 8,000 円とされているところ、申立人が提出した給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

また、申立人は標準報酬月額の変及について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、30 万円に訂正することが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人に係る標準報酬月額を下げて保険料を納付していたことを認めていることから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年11月1日から14年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成14年10月1日から15年6月26日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年11月1日から15年6月26日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間について、標準報酬月額が引き下げられていることが分かったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成12年11月から14年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、申立人が主張する26万円と記録されていたところ、13年10月31日付けで、同年10月の定時決定を取り消した上で、12年11月に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の事務担当者は、「申立期間当時、事業主が体調を崩したこともあり、社会保険料を滞納していたので社会保険事務所に相談したところ、従業員の標準報酬月額を遡って減額修正することを助言されたと聞いている。」と証言している上、A事業所の滞納処分票により、申立期間当時、保険

料を滞納していたことが確認できる。

さらに、複数の同僚についても、申立人と同様に平成 13 年 10 月 31 日付けで、標準報酬月額の変及訂正処理が行われていることが確認できるほか、A 事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 13 年 10 月 31 日付けで行われた変及訂正処理は事実即したものと考へ難く、社会保険事務所が行った当該変及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録処理があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 26 万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該変及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成 14 年 10 月 1 日）で 9 万 8,000 円と記録されているところ、当該処理については変及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成 14 年 10 月から 15 年 5 月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、オンライン記録では 9 万 8,000 円とされているところ、申立人が提出した給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

また、申立人は標準報酬月額の変及について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、26 万円に訂正することが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人に係る標準報酬月額を下げて保険料を納付していたことを認めていることから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 1949

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月20日から20年9月7日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録上、申立期間の脱退手当金は、昭和21年1月30日に支給決定されたこととなっているが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳では、同年8月22日と記載されており、支給日が相違している上、申立期間の脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額、厚生年金保険被保険者台帳に記載されている支給額及びオンライン記録上の支給額がそれぞれ相違しており、脱退手当金の支給に係る事務処理上、不自然な記録管理となっている。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の氏名及び生年月日は誤って記載されており、申立人の年金記録の管理が適正に行われていない可能性がある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

静岡厚生年金 事案 1950

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成19年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月30日から同年7月1日まで
ねんきん定期便を見たところ、平成19年6月が厚生年金保険の被保険者期間でない記録となっていた。しかし、同月分の保険料は事業主に支払っているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する平成19年6月分の厚生年金保険料の領収書の写し及びA事業所の回答から、申立人は、当該事業所に19年6月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する領収書の写しにおける厚生年金保険料控除額及びA事業所における平成19年5月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日の記載を平成19年7月1日とすべきところ、同年6月30日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 1951

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月1日から同年10月1日まで

国に記録されているA事業所（現在はB事業所）に係る申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と比べて低額であることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細表及び事業所が提出した賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

静岡厚生年金 事案 1952

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和50年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年6月28日から同年7月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得たが、A事業所には継続して勤務しているため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A事業所から提出された申立人に係る在籍証明書及び当該事業所の回答から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和50年7月1日にA事業所工場から同事業所本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和50年5月のオンライン記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年11月1日から14年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成14年10月1日から16年4月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年11月1日から16年4月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間について、標準報酬月額が実際の給与額より引き下げられていることが分かったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成12年11月から14年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、申立人が主張する19万円と記録されていたところ、13年10月31日付けで、同年10月の定時決定を取り消した上で、12年11月に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の事務担当者は、「申立期間当時、事業主が体調を崩したこともあり、社会保険料を滞納していたので社会保険事務所に相談したところ、従業員の標準報酬月額を遡って減額修正することを助言されたと聞いている。」と証言している上、A事業所の滞納処分票により、申立期間当時、保険

料を滞納していたことが確認できる。

さらに、複数の同僚についても、申立人と同様に平成 13 年 10 月 31 日付けで、標準報酬月額の変及訂正処理が行われていることが確認できるほか、A 事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 13 年 10 月 31 日付けで行われた変及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該変及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録処理があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 19 万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該変及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成 14 年 10 月 1 日）で 9 万 8,000 円と記録されているところ、当該処理については変及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成 14 年 10 月から 16 年 3 月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、オンライン記録では 9 万 8,000 円とされているところ、A 事業所の回答及び同僚が提出した給与明細書から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（19 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を 19 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人に係る標準報酬月額を下げて保険料を納付していたことを認めていることから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月及び同年7月

私は、申立期間当時、専門学校生で、親元を離れ県外に住所を移して生活していた。

親が地元の市役所で私の国民年金の加入手続を行おうとした際、制度上、国民年金の加入手続等は住民登録をしている市町村で行うものであるため、手続できない旨の案内を受けたと親から聞いたので、平成3年の夏休みの終わり頃である同年8月か9月頃に、私の住所地の区役所で自身で加入手続を行い、最初の2、3か月分の保険料は親から渡されたお金で納付した。その後、4年2月までは、自身のアルバイト収入で保険料を納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年8月か同年9月頃に、当時の自身の住所地の区役所で国民年金加入手続を行い、以降、国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が4年3月に転入した市へ5年3月31日に払い出されたものであり、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は、この頃初めて行われたとみられる加入手続により、20歳到達時まで遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、申立期間及びその後の保険料が納付済みの7か月を合わせた国民年金加入期間は、上記加入手続を行うまでは未加入であったことになり、当時、保険料を納付することはできなかったと考えられる。これらのことから、申立人が主張するように加入手続及び保険料の納付が行われたことは推認し難い。

また、上記加入手続時期を基準とすると、申立人が遡って被保険者資格を

取得した3年*月以降の国民年金加入期間は過年度となり、同期間の保険料は社会保険庁（当時）から発行される納付書により遡って納付することになるところ、保険料が納付済みとされている同年8月から4年2月までの7か月は、オンライン記録上、過年度保険料に係る納付書が作成されたことが確認できる5年9月時点における時効前の納付可能期間と一致していることから、申立人はこの時作成された納付書で過年度納付を行ったものと推認でき、同納付書作成時点では申立期間の保険料は既に時効のため、納付することはできない。

さらに、申立人は、平成3年8月から4年2月までの保険料を5年10月以降、毎月（5か月間）納付していったことがオンライン記録から確認できる上、初回の納付は3年8月及び同年9月の2か月分をまとめて納付したとされており、申立人の保険料の納付に係る主張（最初に2、3か月分を納付した後、継続して数回に分けて納付）とも合致していることから、申立人は、同年8月以降分について行った過年度納付について、申立期間を初回とする納付として混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月、同年 10 月、平成 2 年 3 月、4 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 9 月及び同年 10 月
② 平成 2 年 3 月
③ 平成 4 年 5 月及び同年 6 月

私は、退職のたびに役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、保険料を納付したはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職のたびに国民年金と国民健康保険の加入手続を行ったと述べているところ、いずれの申立期間も国民健康保険には加入していなかったことが確認できることから、申立人が主張するように、申立期間当時、国民年金の加入手続が行われたことは推認し難い。

また、オンライン記録から、申立期間に係る国民年金被保険者資格は、いずれも申立人が平成 7 年 8 月に被保険者資格を取得した際に、遡って追加処理されたものと推認できる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったことになり、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられるほか、同処理時点で、申立期間は全て時効であり、遡って保険料を納付することもできない。

さらに、申立人が居住する市の電算記録でも、申立期間に係る保険料が納付されたことはうかがえず、オンライン記録との齟齬も無い。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 5 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から 50 年 3 月まで

長女が生まれてしばらくたった昭和 43 年 3 月頃、市役所から招集を受けたので、妻と一緒に市役所に出掛けて国民年金の加入手続を行い、親から借りたお金で半年分ぐらいの保険料を支払った。以降、夫婦の保険料を納付しているはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和 43 年 3 月頃、市役所で国民年金加入手続を行ったと述べているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、51 年 4 月に連番で払い出されており、申立人夫婦に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人夫婦は、この頃初めて行われた加入手続により、42 年 5 月まで遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、加入手続を行うまで、申立人夫婦は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時に国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人夫婦が加入手続を行った際に交付されたとする年金手帳は、昭和 49 年以降に使用されたものである上、同手帳には申立人夫婦が同年 1 月以降居住する住所地（昭和 51 年 4 月頃も同じ住所地）のみが記載されており、上記のとおり 51 年 4 月頃に初めて加入手続を行ったとみられることとの矛盾も無い。

さらに、申立人夫婦は、市役所で加入手続を行うと同時に期間を遡って半年分ぐらいの保険料をまとめて納付したと述べているところ、上記加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち 49 年 1 月から 50 年 3 月までの期間は

時効前であり保険料を遡って納付することが可能ではあったが、過年度となる同期間の保険料は、現年度保険料のみを扱っていた市役所では納付することはできないほか、加入手続時点において市役所が現年度分として収納することが可能であった同年4月から51年3月までの期間の保険料が納付済みであることからみて、申立人が加入手続時に保険料をまとめて納付したとする記憶は、この期間について行った納付であるとも考えられる。

加えて、申立人夫婦が申立期間当時居住した市の電算記録でも申立期間に係る保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬は無い上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 5 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から 50 年 3 月まで

昭和 43 年 3 月頃、長女をおんぶして夫と一緒に市役所に出掛けた時、夫が私の国民年金の加入手続を行い、半年分ぐらいの保険料を支払った。年金手帳には資格取得日として 42 年 5 月 1 日と記載されている上、申立期間当時は、自営業だったため、納付した国民年金保険料を税務署に申告した記憶もあり、納付が途絶えたことも無いはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和 43 年 3 月頃、市役所で国民年金加入手続を行ったと述べているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、51 年 4 月に連番で払い出されており、申立人夫婦に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人夫婦は、この頃初めて行われた加入手続により、42 年 5 月まで遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、加入手続を行うまで、申立人夫婦は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時に国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人夫婦が加入手続を行った際に交付されたとする年金手帳は、昭和 49 年以降に使用されたものである上、同手帳には申立人夫婦が同年 1 月以降居住する住所地（昭和 51 年 4 月頃も同じ住所地）のみが記載されており、上記のとおり 51 年 4 月頃に初めて加入手続を行ったとみられることとの矛盾も無い。

さらに、申立人夫婦は、市役所で加入手続を行うと同時に期間を遡って半年分ぐらいの保険料をまとめて納付したと述べているところ、上記加入手続

時期を基準とすると、申立期間のうち 49 年 1 月から 50 年 3 月までの期間は時効前であり保険料を遡って納付することが可能ではあったが、過年度となる同期間の保険料は、現年度保険料のみを扱っていた市役所では納付することはできないほか、加入手続時点において市役所が現年度分として収納することが可能であった同年 4 月から 51 年 3 月までの期間の保険料が納付済みであることからみて、申立人が加入手続時に保険料をまとめて納付したとする記憶は、この期間について行った納付であるとも考えられる。

加えて、申立人夫婦が申立期間当時居住した市の電算記録でも申立期間に係る保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 7 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月から同年 10 月まで

私は、国民年金の加入手続や保険料の納付について、具体的なことは記憶に無いが、それまでと同様に保険料を納付していたはずであるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付について、全く覚えていないとしており、申立期間当時の状況は不明である。

また、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）から、申立人は、昭和 49 年 11 月 15 日付けで国民年金被保険者資格を喪失し、これに伴い同年同月から 50 年 6 月までの保険料が同年 9 月に還付されたことが確認できる（同期間は平成 23 年 4 月に誤還付と判断され納付済期間に訂正されている）が、申立期間について保険料の納付や還付があったことはうかがえない上、同年同月以降は、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間について保険料の納付を求められることも無かったと考えられる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳では、申立期間は未加入期間とされている上、申立人が申立期間後に居住した市の電算記録でも申立期間の保険料を納付した記録は無い。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1954

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 5 月から 59 年 5 月まで

(A事業所)

② 昭和 59 年 9 月から 61 年 9 月まで

(B事業所)

社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。しかし、申立期間①はA事業所で、申立期間②はB事業所で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A事業所はC市に所在していた。」と主張しているが、厚生年金保険の適用事業所に係る事業所名簿では、C市内にA事業所という名称の適用事業所は確認できず、同市を管轄する法務局でも、同事業所の商業登記の記録は確認できない。

また、オンライン記録により、A事業所が所在していたとするC市以外の当該事業所と同一及び類似する名称の適用事業所についても調査したが、申立人が勤務していた事業所を確認することはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間①当時の事業主の氏名について記憶が無く、同僚についても名字しか記憶しておらず、A事業所が業務を請け負っていたとされる事業所名も記憶していないことから、申立人の当該事業所における厚生年金保険の適用、厚生年金保険料控除の状況を確認できる資料及び証言を得ることができなかった。

申立期間②について、申立人は、「昭和 59 年 9 月から 61 年 9 月までB事業所に継続勤務していたと思う。」と主張している。

しかし、B事業所の元事業主及び申立期間②当時において当該事業所の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会したが、申立人を記憶する者はおらず、申立人の勤務状況を確認することができなかった。

また、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和59年7月1日から61年11月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立期間①及び②について、公共職業安定所に申立人に係る雇用保険の加入記録を照会したが、A事業所及びB事業所における加入記録は確認ができないとの回答を得た。

加えて、申立期間①及び②について、申立人は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会をしたところ、資格取得日を訂正する届出が2年以上経過後に、A事業所から提出されたが、時効により保険料を徴収できないことから、当該記録訂正は行われたものの、保険給付の対象となる被保険者期間とならない旨の回答を得たので、平成 19 年 4 月及び5月の2か月間を保険給付の対象となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用契約書、賃金台帳等により、申立人が申立期間において、A事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所及び当該事業所と顧問契約のある社会保険労務士事務所は、「雇用契約書で確認できるとおり、申立期間において、申立人は2か月以内の雇用契約を結んでおり、厚生年金保険に加入していなかったことから、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。申立期間に係る保険料は、資格取得日訂正届を提出した後に徴収した。」と回答している。

また、オンライン記録によれば、申立人のA事業所における厚生年金保険の被保険者記録は、当該事業所からの被保険者資格取得日の記録訂正に係る平成 22 年 3 月 31 日付けの届出に基づき、資格取得日が 19 年 4 月 1 日、資格喪失日が 20 年 7 月 31 日とされ、当該期間のうち、19 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の対象とならない期間として記録されている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していたことが要件とされているとこ

る、申立人から提出された給与明細書、源泉徴収票等によれば、申立期間において、申立人の給与から当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、特例法によるあつせんの対象とならない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1956

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。
給与明細書はないが、昭和 31 年から平成 5 年までの 38 年間、A 事業所及び関連会社に継続勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 32 年 11 月 1 日から 33 年 11 月 4 日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

また、申立期間中、申立人が A 事業所で一緒に勤務していたと記憶している同僚に照会したところ、「申立期間中、申立人は、A 事業所とは別の B 氏の家内工場に勤務していて、私が申立人と同じ事業所で働くようになったのは、申立期間よりも後の C 事業所からである。」との証言を得た。

さらに、オンライン記録において、申立期間前後に申立人と同一の事業所で勤務していたことが確認できる者は、「申立期間中、申立人と同じく B 氏の家内工場に勤務していた者が私以外にもいた。」と証言しており、同工場で勤務していたと名前が挙がった者の申立期間中の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、B 氏とは連絡が取れず、同氏の家内工場の名称は不明であり、同工場の厚生年金保険の適用が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1957

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 2 月 1 日から同年 3 月 31 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。
給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA事業所の回答から、申立人は、申立期間において、当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所が保管する平成 13 年 4 月 19 日付けの社会保険事務所（当時）の受付印が確認できる健康保険厚生年金保険被保険者資格取得及び標準報酬決定通知書によると、申立人は、当該事業所において同年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A事業所は、「申立人は、当初 2 か月以内の任用だったため、厚生年金保険には加入していない。平成 13 年 4 月から契約が延長になったため、延長されたときに厚生年金保険に加入した。厚生年金保険に加入していなければ、保険料の控除はしない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1958

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 5 日から 42 年 3 月 21 日まで
年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について脱退手当金を支給済みであるとの回答を得たが、自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の氏名の訂正処理は、事業所を退職した後の昭和 42 年 6 月 21 日に行われており、申立期間の脱退手当金が同年 7 月 14 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名訂正が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 42 年 7 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1959

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 1 日から 38 年 9 月 3 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。しかし、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給については、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金決定荷が作成されているなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和 38 年 12 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1960

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 5 月 1 日から 29 年 12 月 2 日まで
② 昭和 29 年 12 月 2 日から 30 年 3 月 25 日まで
③ 昭和 30 年 5 月 1 日から 35 年 8 月 20 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後合わせて6ページに記載されている女性において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 8 月 20 日の前後 2 年以内に資格を喪失した被保険者期間を 2 年以上有する者 22 人のうち、資格喪失後 5 か月以内に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた 4 人を除く 18 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、16 人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 15 人について資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 35 年 12 月 8 日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1961

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 16 日から同年 9 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所における申立期間の標準報酬月額は 17 万円との回答を受けたが、実際の報酬は、標準報酬月額と比較して高かったと記憶しているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間について、A事業所が提出した申立人に係る申立期間の賃金台帳及び当該事業所の回答から、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与を得ていたことは確認できるものの、申立人の給与から控除された厚生年金保険料額は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う金額であることが確認できる。

また、A事業所は、「申立期間における申立人の標準報酬月額の決定について、現存する帳票が無いため 17 万円となった理由については不明であるが、昭和 55 年 3 月の異動の際、賃金台帳に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額で、資格の得喪を行ったと考える。」と回答している。

さらに、A事業所に係るオンライン記録では、申立期間に申立人の標準報酬月

額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。